

令和 7 年 8 月 1 2 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市監査委員	細 川 明 子
同	大 澤 和 士
同	福 本 富 夫
同	山 下 てんせい

健全化判断比率等の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に基づく神戸市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し、次のとおりその意見を提出します。

目 次

健全化判断比率等審査意見

第1 審査の対象	1
第2 審査の方法	1
第3 審査の期間	1
第4 審査の結果	1
1 総 括	2
(1) 算定対象会計	2
(2) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要	3
(3) 健全化判断比率の状況	3
(4) 資金不足比率の状況	4
2 健全化判断比率	5
(1) 実質赤字比率	5
(2) 連結実質赤字比率	6
① 概 要	6
(3) 実質公債費比率	7
① 概 要	7
(4) 将来負担比率	8
① 概 要	8
② 一般会計等の将来負担額	9
③ 充当可能財源等	12
3 公営企業の資金不足比率	13
(1) 概 要	13
《参考資料》	
別表 1-1～1-2、2-1～2-2	14

凡 例

- 1 文中で用いる金額は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。
- 2 各表中の金額は、原則として百円の位を四捨五入し千円単位で表示した。
したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の比率は百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入した。
したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「0」及び「0.0」----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年度増減額、差引額及び率の場合は、零を含む。
「－」----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。

令和6年度決算に基づく神戸市健全化判断比率等審査意見

第1 審査の対象

- 1 令和6年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- 2 令和6年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の方法

健全化判断比率及び資金不足比率の算定は法令等に基づいて適正に行われているか、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、算定過程における判断の妥当性を含めて審査を行うため、決算書類、証書類、諸帳簿等との照合、責任者に対する質問等を行った。

また、各比率については、年度比較による分析を行った。

第3 審査の期間

令和7年5月23日～8月12日

第4 審査の結果

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査の概要は以下のとおりである。

1 総括

(1) 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は第1表のとおりである。

第 1 表 健全化判断比率等の対象会計

一般会計等	一 般 会 計		実質赤字比率	連	結	実	質	公債費比率	将来負担比率	資金不足比率※2	
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業費									
		市 営 住 宅 事 業 費									
		空 港 整 備 事 業 費									
		公 債 費									
その他の特別会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計		国民健康保険事業費								
			駐 車 場 事 業 費								
			介 護 保 険 事 業 費								
			後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費								
	公営企業に係る特別会計※1	法非適用		市 場 事 業 費							
				食 肉 セ ン タ ー 事 業 費							
				市 街 地 再 開 発 事 業 費							
				下 水 道 事 業 会 計							
		法適用		新 都 市 整 備 事 業 会 計							
				港 湾 事 業 会 計							
				自 動 車 事 業 会 計							
				高 速 鉄 道 事 業 会 計							
		水 道 事 業 会 計									
		工 業 用 水 道 事 業 会 計									
一部事務組合，広域連合			阪神水道企業団								
			兵庫県後期高齢者医療広域連合								
			関西広域連合								
地方公社，第三セクターなど			神戸市道路公社								
			神戸市公立大学法人								
			公立大学法人神戸市看護大学								
			地方独立行政法人神戸市民病院機構								
			損失補償を付している団体								
			反復・継続的な短期貸付を受けている団体								

※1 「法適用」は地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する公営企業、「法非適用」は「法適用」以外の公営企業である。

※2 資金不足比率は公営企業ごとに算定される。

(2) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）」は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当比率に応じた財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めることなどにより地方公共団体の財政の健全化に資することを目的として、平成 21 年 4 月 1 日から施行されている。

健全化判断比率及び資金不足比率は、監査委員の審査を経て、議会への報告、公表が行われ、各比率が早期健全化基準以上であれば財政健全化計画を、財政再生基準以上であれば財政再生計画を議会の議決を経て定めなければならないこととなっている。

(3) 健全化判断比率の状況

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率の状況は、第 2 表のとおりである。

第 2 表 健全化判断比率の状況

(単位 比率：％)

財 政 指 標	令和6年度	令和5年度	早期健全化 基準	財政再生 基準
実 質 赤 字 比 率	－	－	11.25	20.00
連 結 実 質 赤 字 比 率	－	－	16.25	30.00
実 質 公 債 費 比 率	4.9	4.9	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	64.5	62.6	400.0	－

令和 6 年度決算において一般会計及び一般会計等に属する特別会計の実質赤字及び全会計の連結実質赤字は生じていないことから、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されない。

このほか、当年度の実質公債費比率は 4.9％、将来負担比率は 64.5％であり、いずれも早期健全化基準を下回っている。

(4) 資金不足比率の状況

令和6年度決算に基づく公営企業に係る特別会計の資金不足比率の状況は、第3表のとおりである。

第 3 表 資 金 不 足 比 率 の 状 況

(単位 比率：%)

会 計 名	令和6年度	令和5年度	経営健全化 基準
市 場 事 業 費	-	-	20.0
食 肉 セ ン タ ー 事 業 費	-	-	
農 業 集 落 排 水 事 業 費 ※	-	-	
市 街 地 再 開 発 事 業 費	-	-	
下 水 道 事 業 会 計	-	-	
新 都 市 整 備 事 業 会 計	-	-	
港 湾 事 業 会 計	-	-	
自 動 車 事 業 会 計	19.6	19.4	
高 速 鉄 道 事 業 会 計	-	-	
水 道 事 業 会 計	-	-	
工 業 用 水 道 事 業 会 計	-	-	

※ 農業集落排水事業費は令和6年度に下水道事業会計へ統合された。

備考：経営健全化基準以上であれば経営健全化計画を策定。

公営企業に係る特別会計10会計のうち、自動車事業会計において資金不足比率が算定されているが、19.6%であり、経営健全化基準を下回っている。

2 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模）に対する比率であり、算定式は以下のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

備考:1 実質赤字額=繰上充用額+支払繰延額+事業繰越額

2 標準財政規模=標準税収入額等+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額

当該比率は、一般会計等の実質収支額合計が赤字である場合に算定される。令和6年度決算に基づく一般会計等の実質収支額合計は第4表のとおり黒字であり、当該比率は算定されない。

なお、当年度の一般会計の実質収支額は、14億1,076万円の黒字であった。

第4表 実質赤字比率の状況

(単位 金額:千円、比率:%)

会 計 名	令和6年度 (a)	令和5年度 (b)	対前年度増減 (a-b)
一般会計等実質収支額 (A)	1,410,769	1,514,422	△ 103,653
一般会計	1,410,769	1,514,422	△ 103,653
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費 ※	—	—	—
市営住宅事業費	—	—	—
空港整備事業費	—	—	—
公債費	—	—	—
標準財政規模 (B)	463,449,254	454,912,157	8,537,097
実質赤字比率 (A/B×100)	—	—	—

※ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費の歳入歳出差引額は、財政健全化法の算定上、翌年度事業に対する財源とみなされるため、実質収支額は算定されない。

備考: (A)欄の合計額は一般会計等の相互間の重複額を控除した純計による歳入及び歳出に基づいて算定したもの。

なお、会計別内訳は純計に基づくものではない。

実質赤字の場合は、実質収支額欄が負の値となる。

(2) 連結実質赤字比率

① 概要

連結実質赤字比率は、公営企業に係る特別会計等を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、算定式は以下のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

備考：1 連結実質赤字額=(実質黒字額+資金剰余額)-(実質赤字額+資金不足額)がマイナスの値である。

2 資金不足額(法適用企業)=[{(流動負債-流動負債に計上されている建設改良費等に充てる企業債)+建設改良費等以外の経費に充てる地方債]-流動資産]-解消可能資金不足額

資金剰余額(法適用企業)=流動資産-{(流動負債-流動負債に計上されている建設改良費等に充てる企業債)+建設改良費等以外の経費に充てる地方債}

なお、流動資産や流動負債からは一般会計等との重複額等の控除があるほか、宅地造成事業を行う特別会計には土地評価差額等特例的な取扱いがある。

3 実質赤字額=繰上充用額+支払繰延額+事業繰越額

令和6年度決算に基づく全会計の連結実質収支額は、第5表のとおりであり、全会計の連結実質赤字は生じていないことから、当該比率は算定されない。

第 5 表 連 結 実 質 赤 字 比 率 の 状 況

(単位 金額：千円、比率：%)

会 計 名	実質収支額又は資金不足・剰余額		対前年度増減 (a-b)
	令和6年度(a)	令和5年度(b)	
一 般 会 計 等 (A)	1,410,769 (0.8)	1,514,422	△ 103,653
一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る特別会計以外の会計 (B)	7,200,441 (3.9)	3,988,051	3,212,390
国民健康保険事業費	1,277,761 (0.7)	1,422,331	△ 144,570
駐 車 場 事 業 費	100,219 (0.1)	—	100,219
介護保険事業費	5,822,461 (3.1)	2,565,720	3,256,741
後期高齢者医療事業費 ※ 1	— (—)	—	—
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 (C)	176,511,173 (95.3)	197,715,968	△ 21,204,795
法 市 場 事 業 費	— (—)	—	—
非 食 肉 セ ン タ ー 事 業 費	— (—)	—	—
適 農 業 集 落 排 水 事 業 費 ※ 2	— (—)	—	—
用 市 街 地 再 開 発 事 業 費	8,462,325 (4.6)	8,360,630	101,695
法 下 水 道 事 業 会 計	24,947,692 (13.5)	26,678,221	△ 1,730,529
適 新 都 市 整 備 事 業 会 計	104,018,736 (56.2)	120,840,125	△ 16,821,389
港 湾 事 業 会 計	29,498,940 (15.9)	32,235,101	△ 2,736,161
自 動 車 事 業 会 計	△ 1,795,409 (△ 1.0)	△ 1,717,584	△ 77,825
高 速 鉄 道 事 業 会 計	3,730,183 (2.0)	3,462,008	268,175
水 道 事 業 会 計	5,963,953 (3.2)	6,353,170	△ 389,217
工 業 用 水 道 事 業 会 計	1,684,753 (0.9)	1,504,297	180,456
連 結 実 質 収 支 額 (D = A + B + C)	185,122,383 (100.0)	203,218,441	△ 18,096,058
標 準 財 政 規 模 (E)	463,449,254	454,912,157	8,537,097
連 結 実 質 赤 字 比 率 (D / E)	—	—	—

※1 後期高齢者医療事業費の歳入歳出差引額は、財政健全化法の算定上、翌年度事業に対する財源とみなされるため、実質収支額は算定されない。

※2 農業集落排水事業費は令和6年度に下水道事業会計へ統合された。

備考：1 「実質収支額又は資金不足・剰余額」欄の負の値は、公営企業に係る特別会計における資金不足額又はその他の会計における実質赤字額を表している。

2 表中の()は「連結実質収支額(D)」に対する構成比率である。

なお、販売を目的とする土地を保有し宅地造成事業を行う特別会計は、新都市整備事業会計（地方公営企業法適用）、市街地再開発事業費（地方公営企業法非適用）の2会計である。資金不足・資金余剰額の算定にあたっては、販売用土地収入見込額を加算する等、算定上特例的な取扱がある。

(3) 実質公債費比率

① 概要

実質公債費比率は、一般会計等の実質的な公債費負担額の標準財政規模に対する比率（3か年平均）であり、算定式は以下のとおりである。財政健全化法における早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%であり、また、18%以上になると地方債発行の協議団体から許可団体へ移行することになる基準である。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{元利償還金・準元利償還金－特定財源－算入公債費等の額}}{\text{標準財政規模－算入公債費等の額}} \text{の3か年平均}$$

備考：1 準元利償還金は、公債基金の積立不足額を考慮して算定した額、満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額、公営企業債の元利償還金に充当した一般会計からの繰出金、阪神水道企業団の地方債償還に対する負担金及び公債費に準じる債務負担行為に係るものの合計である。
2 算入公債費等の額は、元利償還金及び準元利償還金に係る地方交付税の基準財政需要額への算入額である。

当年度の算定状況は第6表のとおりである。

実質公債費比率（3か年平均）は4.9%であり、前年度（4.9%）と同率になっている。

当年度の実質公債費比率（単年度）は4.6%で、前年度（5.1%）に比べ0.5ポイント低下している。これは、地方債の元利償還金（A）が減少したことによる。

第 6 表 実 質 公 債 費 比 率 の 状 況

（単位 金額：千円、比率：%）

項 目	令和6年度	令和5年度	令和4年度
地方債の元利償還金 (A)	33,476,059	39,953,201	39,836,310
準元利償還金 (B)	66,641,716	67,971,643	64,860,484
特定財源 (C)	28,739,314	33,585,559	28,382,181
元利償還金及び準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 (D)	52,448,755	53,951,418	55,463,654
標準財政規模 (E)	463,449,254	454,912,157	449,411,950
実質公債費比率(単年度)	4.6%	5.1%	5.3%
実質公債費比率(3か年平均)	4.9%		

備考：1 令和5年度実質公債費比率(令和3年度～令和5年度の3か年平均)は、4.9%である。

$$2 \text{ 実質公債費比率(単年度)} = \frac{(A+B)-C-D}{E-D} \times 100$$

② 一般会計等の将来負担額

一般会計等の将来負担額の状況は第7表のとおりであり、主として地方債の現在高が増加したことにより、前年度に比べ216億円増加している。

第 7 表 一 般 会 計 等 の 将 来 負 担 額 の 状 況

(単位 金額：千円、比率：%)

項 目	令和6年度 (a)	令和5年度 (b)	対前年度増減 (a-b)
地方債の現在高 ア	1,407,284,225 (342.4)	1,390,372,444	16,911,781
債務負担行為に基づく支出予定額 イ	6,074,149 (1.5)	6,152,451	△ 78,302
公営企業債等繰入見込額 ウ	193,581,688 (47.1)	186,873,246	6,708,442
組合等負担見込額 エ	124,911 (0.0)	134,088	△ 9,177
退職手当負担見込額 オ	123,854,567 (30.1)	125,070,640	△ 1,216,073
設立法人の負債額等負担見込額 カ	1,002,173 (0.2)	1,664,180	△ 662,007
連結実質赤字額 ①	— (—)	—	—
組合等連結実質赤字額負担見込額 ②	— (—)	—	—
将来負担額合計(ア～カ計+①+②)	1,731,921,713 (421.4)	1,710,267,049	21,654,664
(参考)標準財政規模 C	463,449,254	454,912,157	8,537,097
(参考)算入公債費等 D	52,448,755	53,951,418	△ 1,502,663
(参考)将来負担比率算式の分母(C-D)	411,000,499	400,960,739	10,039,760

備考:1 表中のアからカ、C、Dは第1図参照

2 表中の()は、将来負担比率算式の分母(C-D)に対する比率である。

各算定要素の概要は、以下のとおりである。

ア 地方債の現在高

一般会計等の地方債の現在高は1兆4,072億円で、将来負担額の81.3%にあたる。

出資金、臨時財政対策債等が減少したが、土木債等の増により前年度に比べ169億円増加している。

イ 債務負担行為に基づく支出予定額

債務負担行為に基づく支出予定額は60億円であり、前年度に比べ微減となっている。

ウ 公営企業債等繰入見込額

一般会計等以外の特別会計の企業債等元金償還に対する一般会計等からの繰入見込額は、1,935 億円で、将来負担額の 11.2%にあたる。これは、一般会計等以外の特別会計 14 会計のうち下水道事業会計など 8 会計に対するものであり、内訳は第 8 表のとおりである。

宅地造成事業以外については、企業債残高に過去 3 か年の準元金償還金を元金償還金で除した繰入実績等の平均値を乗じて算定されるが、経常赤字の公営企業は総務省が定める繰出基準に基づく繰入見込額が下限となる。

宅地造成事業については、現在の繰入実績の有無にかかわらず、事業終了時の実質的な債務超過に相当する額が算定される。

前年度に比べ繰入見込額が 67 億円増加（第 7 表参照）している。これは主として、下水道事業会計において農業集落排水事業費を統合したことにより繰入割合が増加したことによる。

第 8 表 公 営 企 業 債 等 繰 入 見 込 額 の 状 況

（単位 金額：千円）

会 計 名	令和6年度			令和5年度		
	繰入見込額 宅地造成事業 以外 (A)	繰入見込額 宅地造成事業 (B)	合 計 (A) + (B)	繰入見込額 宅地造成事業 以外 (A)	繰入見込額 宅地造成事業 (B)	合 計 (A) + (B)
市 場 事 業 費	5,187,026	-	5,187,026	4,925,496	-	4,925,496
食 肉 セ ン タ ー 事 業 費	1,272,282	-	1,272,282	1,305,042	-	1,305,042
農業集落排水事業費(※)	-	-	-	4,166,220	-	4,166,220
市街地再開発事業費	8,416,012	-	8,416,012	8,361,728	-	8,361,728
下 水 道 事 業 会 計	57,772,381	-	57,772,381	49,524,185	-	49,524,185
港 湾 事 業 会 計	68,966,980	-	68,966,980	66,010,902	-	66,010,902
自 動 車 事 業 会 計	1,485,005	-	1,485,005	1,391,766	-	1,391,766
高 速 鉄 道 事 業 会 計	50,439,549	-	50,439,549	51,150,918	-	51,150,918
水 道 事 業 会 計	42,453	-	42,453	36,989	-	36,989
合 計	193,581,688	-	193,581,688	186,873,246	-	186,873,246

※ 農業集落排水事業費は令和 6 年度に下水道事業会計へ統合された。

備考：1 市街地再開発事業費の (B) は、繰入見込額がないため算定されない。

2 新都市整備事業会計及び工業用水道事業会計は繰入見込額がないため上表に記載していない。

エ 組合等負担見込額

阪神水道企業団が実施する水源開発等施設整備に係る地方債の償還額等については、繰出基準の対象となる地方債等の現在高に構成団体ごとの負担率を乗じて算定している。神戸市の負担見込額は、主として対象となる地方債の償還進捗等により、前年度に比べ 917 万円減少し、1 億 2,491 万円であった。

また、兵庫県後期高齢者医療広域連合及び関西広域連合については神戸市が負担すべき地方債現在高はないため、負担見込額は算定されない。

なお、各団体においては、当年度の連結実質赤字額はなく、組合等連結実質赤字額に係る負担見込額（第 8 表②）は算定されない。

オ 退職手当負担見込額

当年度末退職者を除く全職員のうち、一般会計等が実質的に退職手当を負担する職員が、当年度末に自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当額である。

退職手当負担見込額は 1,238 億円であり、前年度に比べ 12 億円減少している。これは平均勤続年数が減少したことによる。

カ 設立法人の負債額等負担見込額

(7) 神戸市道路公社に係るもの

神戸市道路公社の借入金残高は 162 億円、将来収支見込額は 449 億円で、償還に充てることのできる現預金等も 70 億円あるため、負担見込額は算定されない。

なお、財政健全化法においては、神戸市からの出資金 249 億円及び神戸市からの長期借入金 18 億円を同公社に係る負担見込額の算定上考慮しない。

(イ) 地方独立行政法人に係るもの

神戸市の地方独立行政法人としては、神戸市公立大学法人、公立大学法人神戸市看護大学及び地方独立行政法人神戸市民病院機構があるが、各法人とも繰越欠損金はなく、負担見込額は算定されない。

(ウ) 損失補償債務等に係るもの

損失補償債務等に係る負担見込額は 10 億円である。

(i) 第三セクター等に係る損失補償債務等に係る負担見込額

公益財団法人神戸医療産業都市推進機構に対し、神戸市が損失補償を行っている債務 33 億円を対象に、法人の財務諸表における経常損益や純資産等の状況等に応じて国の算定基準に基づき、神戸市の負担見込額が算定されている。令和 6 年度は、経常損益が改善したことで損失補償債務の負担見込額への算入率が前年度の 50% から 30% となり、負担見込額は 9 億 9,000 万円に減少した。

(ii) 公的信用保証、その他の損失補償債務等に係る負担見込額

神戸電鉄株式会社の三田線複線化等事業に係る損失補償債務で、前年度に比べ 200 万円減少し 1,217 万円となった。

③ 充当可能財源等

一般会計等の将来負担額に対する充当可能財源等の状況は第9表のとおりであり、充当可能財源等合計額は1兆4,666億円で、前年度に比べ74億円増加している。

第9表 充当可能財源等の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

項 目	令和6年度 (a)	令和5年度 (b)	対前年度増減 (a-b)
基準財政需要額算入見込額 キ	780,506,874 (53.2)	803,889,526	△ 23,382,652
充当可能特定歳入 ク	197,912,488 (13.5)	198,910,288	△ 997,800
都市計画税収	108,218,868 (7.4)	105,522,409	2,696,459
転貸債に係る償還金	49,198,481 (3.4)	48,713,540	484,941
公営住宅の使用料等	40,495,139 (2.8)	44,674,339	△ 4,179,200
国庫支出金等	— (—)	—	—
充当可能基金 ケ	488,243,181 (33.3)	456,435,338	31,807,843
公債基金	418,529,555 (28.5)	386,981,806	31,547,749
都市整備等基金	40,690,347 (2.8)	33,921,962	6,768,385
財政調整基金	14,181,851 (1.0)	14,725,501	△ 543,650
その他の基金	14,841,428 (1.0)	20,806,069	△ 5,964,641
充当可能財源等合計 (キ～ケ計)	1,466,662,543 (100.0)	1,459,235,152	7,427,391

備考：1 表中のキ、ク、ケは第1図（8頁）参照

2 表中の（ ）は充当可能財源等に対する構成比率である。

ア 基準財政需要額算入見込額（第9表 キ）

基準財政需要額算入見込額は7,805億円で、充当可能財源等の53.2%にあたる。これは、地方債償還元金等に対する地方交付税の基準財政需要額への算入見込額であり、地方債現在高等に国が定めた算入率を乗じて算定され、前年度に比べ算入見込額は233億円減少しているが、これは臨時財政対策債償還基金費に係る算入見込額が減少したことなどによる。

イ 地方債の元金償還に対する充当可能特定歳入（第9表 ク）

地方債の元金償還に対する充当可能特定歳入は1,979億円で、充当可能財源等の13.5%にあたる。前年度に比べ9億円減少しているが、これは、地方債の償還に充てる公営住宅の使用料等の充当見込額が減少したことなどによる。

ウ 充当可能基金（第9表 ケ）

充当可能基金は、財政健全化法上では、法律で用途が限定されている基金や公営企業に設けられた基金を除く全ての基金（繰替運用や不動産等で保有する部分を除く）とされており、充当可能基金額は公債基金など15基金4,882億円で、充当可能財源等の33.3%にあたる。

前年度に比べ318億円増加しているが、これは公債基金が増加したことなどによる。

3 公営企業の資金不足比率

(1) 概要

資金不足比率は、各公営企業における資金の不足額の事業規模に対する比率であり、算定式は以下のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業規模}}$$

備考:1 資金の不足額

〔法適用〕=〔{(流動負債-流動負債に計上されている建設改良費等に充てる企業債)+建設改良費等以外の経費に充てる地方債}-流動資産]-解消可能資金不足額

〔法非適用〕=(実質赤字額+建設改良費等以外の経費に充てる地方債)-解消可能資金不足額

なお、神戸市の法非適用の公営企業に対しては一般会計が収支差補填等の繰出を行っており実質赤字額は生じていない。

2 事業規模=営業収益の額-受託工事収益の額（法非適用の場合はそれぞれ相当する額）

なお、宅地造成事業のみを行っている公営企業（法適用）は事業規模=資本+負債である。

財政健全化法上、資金不足比率が経営健全化基準である 20%以上になると、経営健全化計画を議会の議決を経て定めなければならない。このほか、地方財政法上、資金不足比率が 10%以上になると、起債にあたり総務大臣の許可が必要となり、資金不足解消計画の策定が必要となる。

令和 6 年度決算に基づく資金不足比率が算定されたのは、公営企業に係る特別会計 10 会計のうち自動車事業会計の 1 会計である。資金不足比率は 19.6%となっており、資金不足額が増加したことにより前年度に比べ 0.2 ポイント悪化した。

第 10 表 資 金 不 足 比 率 の 状 況

(単位 金額：千円、比率：%)

会 計 名	令和6年度			令和5年度		
	資金不足額	事業規模	資金不足比率	資金不足額	事業規模	資金不足比率
自 動 車 事 業 会 計	1,795,409	9,117,379	19.6	1,717,584	8,828,183	19.4

備考：資金不足額=〔流動負債64億円-流動負債に計上されている建設改良費等に充てる企業債6億円+建設改良費等以外の経費に充てる地方債37億円-流動資産37億円-解消可能資金不足額40億円〕

《 参 考 資 料 》

別表 1－1～1－2、2－1～2－2

《総務省「令和５年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(確報)」より集計》

別表１－１ 令和５年度決算に基づく健全化判断比率(政令市)の状況

(単位 比率：％)

実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
札幌市	－	札幌市	－	大阪市	0.9	相模原市	－
仙台市	－	仙台市	－	相模原市	2.8	浜松市	－
さいたま市	－	さいたま市	－	札幌市	2.9	大阪市	－
千葉市	－	千葉市	－	浜松市	3.8	堺市	－
横浜市	－	横浜市	－	神戸市	4.9	岡山市	－
川崎市	－	川崎市	－	堺市	5.4	札幌市	18.2
相模原市	－	相模原市	－	熊本市	5.5	さいたま市	20.1
新潟市	－	新潟市	－	岡山市	5.6	静岡市	31.9
静岡市	－	静岡市	－	仙台市	6.1	仙台市	52.3
浜松市	－	浜松市	－	静岡市	6.1	神戸市	62.6
名古屋市	－	名古屋市	－	さいたま市	6.3	福岡市	66.9
京都市	－	京都市	－	名古屋市	6.4	名古屋市	83.0
大阪市	－	大阪市	－	福岡市	8.0	熊本市	92.9
堺市	－	堺市	－	川崎市	8.4	千葉市	122.4
神戸市	－	神戸市	－	横浜市	9.5	新潟市	123.0
岡山市	－	岡山市	－	広島市	9.6	川崎市	124.0
広島市	－	広島市	－	北九州市	10.1	横浜市	127.2
北九州市	－	北九州市	－	千葉市	10.7	京都市	140.5
福岡市	－	福岡市	－	京都市	11.8	北九州市	143.2
熊本市	－	熊本市	－	新潟市	12.1	広島市	165.4
平均	－	平均	－	平均	6.6	平均	63.0

備考 １ 実質赤字額や連結実質赤字額及び将来負担額がない場合は、「－」と表記している。

２ 早期健全化基準は、各団体とも実質赤字比率 11.25％、連結実質赤字比率 16.25％、実質公債費比率 25％、将来負担比率 400％である。政令市はいずれの比率も早期健全化基準を下回っている。

３ 平均値は加重平均である。

別表１－２ 令和５年度決算に基づく健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	合計
都道府県 (47団体)	－	－	－	－	－
政令市 (20団体)	－	－	－	－	－
市区 (795団体)	－	－	1 (1)	－	1 (1)
町村 (926団体)	－	－	－	－	－
合計 (1,788団体)	－	－	1 (1)	－	1 (1)

備考 １ () 内の数値は、財政再生基準以上である団体数であり、内数である。

２ 将来負担比率には、財政再生基準はない。

３ 「合計」は、延べ団体数であり、早期健全化基準（財政再生基準）以上である団体の純計は、1 (1) 団体(市 1 (1)) である。

別表 2 - 1 令和 5 年度決算に基づく資金不足比率(政令市の公営企業会計)の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

政 令 市	公営企業会計名	資金不足額	資金不足比率
神 戸 市	自動車事業会計	1,717,584	19.4
仙 台 市	自動車運送事業会計	39,699	0.6
政令市合計		1,757,283	-

備考 1 資金不足額がある公営企業会計のみ記載している。

2 資金不足比率には、財政再生基準はない。

別表 2 - 2 令和 5 年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数

	都道府県	政令市	市区町村	一部事務組合等	合計
水 道 事 業	- / 23	- / 19	- / 1,152	- / 98	- / 1,292
簡 易 水 道 事 業	- / -	- / 2	3 / 455	- / 1	3 / 458
工業用水道事業	- / 37	- / 9	- / 91	- / 11	- / 148
交 通 事 業	- / 3	- / 18	- / 55	- / 3	- / 79
電 気 事 業	- / 25	- / 2	- / 67	- / 2	- / 96
ガ ス 事 業	- / -	- / 1	- / 18	- / -	- / 19
港湾整備事業	- / 35	- / 4	- / 40	- / 6	- / 85
病 院 事 業	- / 35	- / 13	1 / 432	- / 79	1 / 559
市 場 事 業	- / 8	- / 18	- / 111	- / 9	- / 146
と 畜 場 事 業	- / 2	- / 6	- / 22	- / 4	- / 34
宅地造成事業	- / 50	- / 15	- / 309	- / 2	- / 376
下 水 道 事 業	- / 45	- / 28	4 / 2,061	- / 20	4 / 2,154
観 光 施 設 事 業	- / 6	- / 4	- / 194	- / -	- / 204
そ の 他 事 業	- / 14	- / 2	- / 56	- / 19	- / 91
合 計	- / 283	- / 141	8 / 5,063	- / 254	8 / 5,741

(注) 分母は事業種類別の公営企業会計数である。